

事案書（ 経営会議 調整会議）

開催日：平成24年1月19日（木）

担当課：文化スポーツ部 国際・男女共同参画課

件名：第2次やまと男女共同参画プラン（案）について

提出理由：第2次やまと男女共同参画プランの策定に伴う市民意見公募手続き等を行うにあたり、その内容について了承を得るため

内容：

1. 背景

- 男女共同参画社会基本法第14条第3項は「市町村は、(中略)男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。」と定めている。
- これに基づき、本市においては、男女共同参画社会の形成に向けての基本的な方針を、やまと男女共同参画プラン（H13～H23年度）に定め、これまで様々な取組みを行ってきたが、計画期間終了に伴い、新しい計画の策定が必要となっている。
- なお、やまと男女共同参画プランは、本来H22年度までの計画期間だったが、H22.12月に閣議決定された「第3次男女共同参画基本計画」を、新しい計画作成の参考とするため、期間を1年間延長している。

2. 計画の概要

(1) 策定の趣旨

- 男女共同参画社会の実現に向けては、未だ課題が多い状況にあり、今後も引き続き取組みを行っていく必要があるため、「第2次やまと男女共同参画プラン」を策定し、様々な課題解決等を図っていく。

(2) 位置づけ

- 第8次総合計画の個別計画として位置付け、「健康創造都市やまと」の実現に向け、基本目標7「市民の活力があふれるまち」の、めざす成果「男女共同参画が実感できている」社会の実現を目指す。

(3) 計画期間

計画期間（7年）	
前期実施計画（3年） H24年度～H26年度	後期実施計画（4年） H27年度～30年度

* 計画期間は、総合計画に合わせて7年間とする。
なお、諸情勢に変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととする。

(4) プランの基本目標等

「男女共同参画社会の実現」を目指す姿とし、その下に5つの基本目標、13の個別目標、21の方針を位置づけ、体系的にプランを推進する。

【5つの基本目標】

- ① 人権が尊重される社会づくり
 - 男女の人権を尊重し、女性に対するあらゆる暴力の根絶のための啓発活動を行う。
- ② 男女共同参画への意識づくり
 - 社会制度・慣行の見直し、意識改革等を行う。
- ③ あらゆる分野への男女共同参画づくり
 - 政策・方針決定過程への女性の参画拡大を行う。
- ④ 仕事と生活の調和づくり
 - 男女が仕事と家庭を両立できる環境を整備する。
- ⑤ 全ての人々が安心して暮らせる地域社会づくり
 - 市民、NPO、企業等と連携して、男女がともに参加できる地域社会づくりを推進する。

(5) 取組み方法

- 実施計画を策定し、方針に基づく事業や、成果の達成度を計るための指標を設定する。
- 各事業主管課は、実施計画に基づいて事業を実施するとともに、計画の進行管理を行う。
- さらに、男女共同参画懇話会を設置し、成果の達成度などについてチェックを行う。

経過

H22.12	第3次男女共同参画基本計画閣議決定
H23.1～	公募市民及び有識者による第2次やまと男女共同参画プラン策定委員会
H24.1	(9回開催)
H23.10	課長級職員による男女共同参画行政推進会議（1回開催）
H23.6～12	担当級職員によるAS会議（4回開催）

今後の予定

H24.2	市民意見公募手続き実施
H24.3	第2次やまと男女共同参画プラン決定
H24.3	前期実施計画策定
H24.4	運用開始
H24.7	公募市民及び有識者による男女共同参画懇話会設置